

## 払込金受領証の取扱いについて

公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアで払込取扱票等を用いて支払うことが増えており、当該金融機関やコンビニエンスストアから受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、支出の目的が記載されている場合と記載されていない場合がある。

（支出の目的が記載されている払込金受領証の例）

（支出の目的が記載されていない払込金受領証の例）

※支払先によって受け取る部分が異なる場合がある。

払込金受領証については、支出の目的の記載の有無及び支払った場所により、政治団体の会計責任者及び登録政治資金監査人の取扱いが異なることから、既存の払込金受領証の取扱いに係る政治資金監査に関するQ&Aを改定した上、払込金受領証の取扱いに係るフローチャートを併せて示すこととする。

### 【改定後のQ&A】

V-13 払込金受領証の取扱い	
Q	公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関やコンビニエンスストアが発行する書面は、どのように取扱えばよいか。
A	<p>公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになります。</p> <p>支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになります。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。</p> <p>一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に依じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。</p> <p>①金融機関において支払った場合</p> <p>金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。</p> <p>この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになります。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証等の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。</p> <p>②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合</p> <p>コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しません。</p> <p>コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収</p>

書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられます。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。

なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになります。

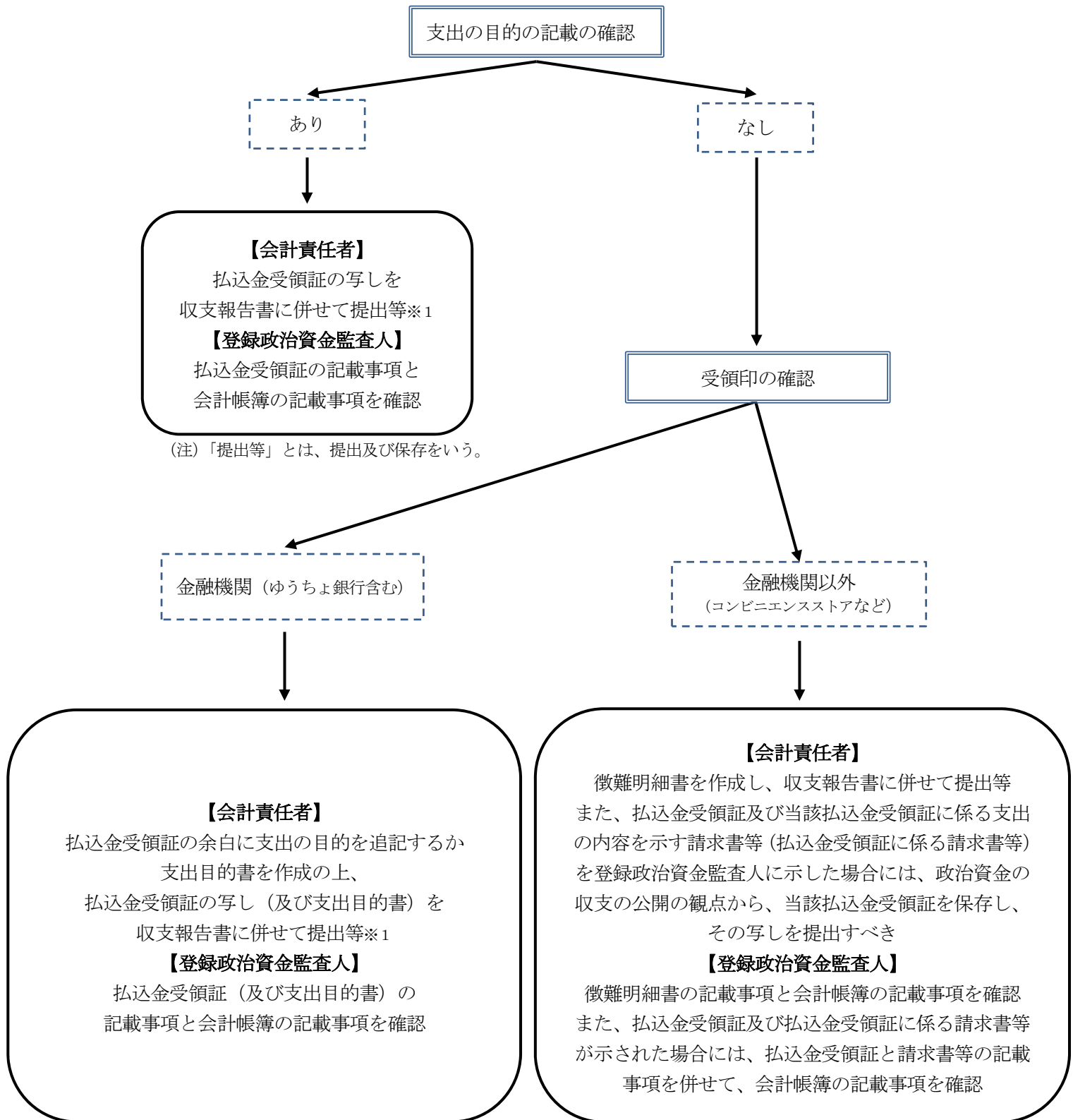
また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきです。（政治資金監査マニュアルP19・20）

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなりますので、ご確認ください。

【改定前のQ & A】

V-13 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い	
Q	公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する書面は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。
A	<p>コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となります。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したこととなり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>金融機関において公共料金等を支払った場合において、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストア等の場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が発行した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたもの（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書とあわせて提出しなければならない書面を提出したこととなり、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。</p>

## 払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



※1 領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。